第8次大阪地域公害防止計画について

公害防止計画とは

公害防止計画の根拠

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、 現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を 総合的に講じなければ公害の防止を図ることが 著しく困難である地域等において、環境大臣が示す 計画策定の基本方針に基づいて、都道府県知事が 作成し、環境大臣の同意を得て策定する地域計画

大阪地域における策定の経緯

第1次計画(昭和47~51年度)から 第7次計画(平成14~18年度)まで策定

財政上の特例措置

地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害 防止対策事業については、「公害の防止に関する国の 財政上の特別措置に関する法律」の規定による 財政上の措置が講じられている。

(例)国庫補助率の嵩上げ

・廃棄物焼却施設(継続事業)1/4 1/2補助

・河川のしゅんせつ

1/3 1/2 補助

計画策定の流れ

【計画策定の流れ】

H19.10.5

・環境大臣の計画策定指示

H19.12.25 ~ H20.1.24

・パブリックコメントの実施

H20.2

・関係省庁調整

H20.3.7

- ・中央環境審議会公害防止計画小委員会の審議 H20.3.17
- ・公害対策会議(幹事会)の議
- ・環境大臣の計画同意 計画策定

第 8 次計画の概要

【計画期間】

平成19~22年度の4ヵ年

【対象地域】

大阪市、堺市等30市1町

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、 吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、 茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、 河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、 柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、 藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、 大阪狭山市、忠岡町

【計画の目標】

環境基準未達成項目について、 環境基準が達成されるよう努める

【主要課題】

自動車交通公害

(大気汚染、騒音)

河川の水質汚濁

(BOD、ダイオキシン類)

大阪湾の水質汚濁

(COD、窒素、りん)

地下水汚染

(トリクロロエチレン等)

自動車交通公害対策

【目標】NO。、SPMに係る環境基準の達成、自動車騒音に係る環境基準の概ね達成

【施 策】

発生源対策:単体規制、車種規制、流入車対策、低公害な車の普及促進、ディーゼル車対策

交通対策 : 交通需要の抑制、交通流対策

道路構造対策 局地汚染対策 啓発活動

河川の水質汚濁対策

《BOD対策》

【目 標】河川のBODに係る環境基準の概ね達成

【施 策】 生活排水対策:下水道の整備、浄化槽の設置促進 等

工場・事業場対策:法律及び条例に基づく排水規制、未規制事業場の排水対策 等 その他の汚濁発生源に係る対策

ごみ対策

教育・啓発等

水の循環再利用等の推進、自然の水循環の安定的確保

調査研究の推進、監視体制の整備

《ダイオキシン類対策》

【目 標】河川のダイオキシン類に係る環境基準の概ね達成

【施 策】 発生源対策:法令に基づく規制基準の遵守指導、

施設の構造・維持管理基準の徹底や技術的な助言・指導

廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の推進等

環境対策・:常時監視等の継続実施、底質浄化対策

大阪湾の水質汚濁対策

【目 標】CODに係る環境基準の概ね80%達成、窒素、りんに係る環境基準達成維持 【施 策】

生活排水対策:下水道の整備、浄化槽の設置促進等

産業排水対策:総量規制基準の遵守・徹底、排水処理施設の導入指導等

その他の汚濁発生源に係る対策

教育、啓発等

その他:大阪湾再生の取組みの推進、底質改善事業の推進 等

地下水汚染対策

【目 標】地下水に係る環境基準の概ね達成

【施 策】 発生源対策:有害化学物質の適正管理、地下浸透の未然防止 等

常時監視 :地下水測定計画に基づく常時監視

改善対策指導:原因把握・対策指導、浄化対策手法の検討 等 その他 : 地質・土壌の情報整理・調査、汚染機構の解明 等